

## 日本電信電話株式会社の定款の一部変更の内容

(変更部分は下線部)

変更前	変更後
<p>(招集)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 本会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第27条</p> <p>本会社に<u>5名以内</u>の監査役を置く。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第27条</p> <p>本会社に<u>6名以内</u>の監査役を置く。</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></li><li><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></li><li><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol>
-------------	--

以上